

発行
広島法律事務所
〒730-0014
広島市中区上幟町3-20
KOLME上幟2F
TEL 082-228-2458
FAX 082-227-8431
<http://hiroshima-law.jp>

憲法を
くらしの中に
生かそう

ひろしま



写真提供・共同サポート印刷

新年あけましておめでとうございます

私たちは、森友問題、加計学園問題で、時の為政者は、国民の疑問に背を向け自己に都合の悪い事実は徹底的に隠蔽してだんまりを決め込み、自己の欲求を満たすことをあくまでも最優先にするということがよくわかりました。

多くの国民が反対したにもかかわらず強行採決で成立した特定秘密保護法にしろ、共謀罪にしろ、集団的自衛権の行使を認めている安全保障法制にしろ、これらの法制度は、どれもが、最終的に為政者に広範なフリーハンドを与える仕組みとなっています。

しかし、森友学園問題、加計学園問題は、為政者の理性と信頼に頼ることは間違っていて、為政者にフリーハンドを与えてはならないということを示しました。

先の衆議院議員選挙では、改憲勢力が3分の2以上を占める結果となり、憲法改正も現実味を帯びてきました。自民党の改憲草案も安倍首相の改憲案もいずれも為政者にフリーハンドを大幅に認める内容となっています。

当事務所は、皆さんと一緒に、特定秘密保護法、共謀罪、安全保障法制の廃止に向けて、さらに、憲法改正の阻止に向けて、取り組みを強めていきたいと考えています。本年もどうぞよろしく願います。

二〇一八年 元旦 広島法律事務所員一同

同封の「憲法を生かす全国統一署名」用紙に署名の協力を願います。憲法9条を改悪させないために、ごも「頑張りまっしょう」。

誠にお手数ですが、当事務所まで郵送もしくは持参くださいましたら幸いです。